

緊急時対応組織の実効性の向上に係る評価指標案を用いた 評価結果の比較検討結果

令和5年6月12日
緊急事案対策室

1. はじめに

令和4年度に、緊急時対応能力の向上に資する訓練のあり方の検討の一環として、支援組織等を含めより広範囲な緊急時対応組織の参加・連携を伴う訓練が、中国電力株式会社の島根原子力発電所、北陸電力株式会社の志賀原子力発電所及び九州電力株式会社の玄海原子力発電所の事業者防災訓練において試行された。

また、前述の訓練と並行して、緊急時対応組織の実効性の評価や、実発災を想定した支援組織との連携状況や連携時の課題の抽出及び改善状況の評価について、原子力事業者と意見交換を行い、令和4年度は、原子力規制庁において、評価指標（案）を策定し、志賀原子力発電所及び玄海原子力発電所の事業者防災訓練において、評価指標（案）を用いた評価を試行した。志賀原子力発電所については、原子力規制庁による評価及び事業者による自己評価が実施され、玄海原子力発電所については、原子力規制庁による評価及び事業者による自己評価に加えて事業者間ピアレビューも実施されている

本資料では、事業者間ピアレビュー結果、事業者による自己評価結果及び原子力規制庁による仮評価結果を比較し、その成立性について検討する。

2. 比較検討結果

事業者間ピアレビュー結果、事業者による自己評価結果及び原子力規制庁による仮評価結果を表1及び表2に示す。

比較の結果、事業者による評価結果と原子力規制庁による評価結果は概ね一致していると言えるが、一部の評価に差異がみられたことから、以下のとおりその要因と対策について検討した。

【指標9】緊急時対応組織の能力の向上

9-1 緊急時対応組織の実効性向上に係る中期計画

評価指標案9-1については、緊急時対応組織の実効性向上に係る中期計画における目標設定、達成基準及び継続的改善に係る評価指標である。

中期計画の策定については別途検討中であり、今回の評価対象とはしていない。なお、本指標は中期計画に記載されるべき項目が記載されていること

を確認するためのものであり、段階的な評価するものではない。

9-2 緊急時対応組織の実効性向上に係る年度計画

評価指標案9-2については、年度計画（本試行では訓練実施計画）における目標設定が、中期計画に基づき適切に設定されていること、達成基準が明確であること及び継続的改善が機能していることを評価するものである。

今回の試行においては中期計画との関係については評価対象外として評価を実施しており、原子力事業者と原子力規制庁による評価結果は一致している。

9-3 緊急時対応組織の実動訓練

評価指標案9-3については、緊急時対応組織の実動訓練に、関係する組織が網羅的に参加しているか評価するものである。

参加すべき関連組織の網羅性や、その規模感に対する認識が九州電力と原子力規制庁の間で異なっていたため評価結果に差異が生じた。この差異は、計画段階で訓練の目的に応じた規模の設定について確認が不足していたことが要因であると考えられる。

このため、当該評価指標の評価対象の考え方に、計画段階において確認すべき訓練に参加する組織及び参加者とその規模など、訓練全体として現実性を確保するための考え方について明確化を図る必要がある。

9-4 緊急時対応組織の実効性向上に係るより現実的な実動を伴う訓練設定

評価指標案9-4については、より現実的な実動を伴う訓練設定となっているか評価するものである。

臨機応変な対応能力の向上に資するシナリオに対する認識について、北陸電力と原子力規制庁の間で異なっていたため評価結果に差異が生じた。

このため、当該評価指標の評価対象の考え方に、計画段階において確認すべき臨機応変な対応能力の向上に資するシナリオの考え方について明確化を図る必要がある。

9-5 緊急時対応組織の実効性向上に係る支援活動の実施

評価指標案9-5については、緊急時対応組織の実効性向上に係る支援活動の実施結果が計画通りに実施されたか評価するものである。

原子力事業者と原子力規制庁による評価結果は一致していることが確認された。

なお、当該評価指標については、複数訓練を実施する場合の評価方法についての明確化の要望が原子力事業者から寄せられたことを踏まえて、複数訓練を実施する場合の取り扱いについて評価の考え方に明確化する必要がある。

【指標 1 1】 訓練結果の自己評価・分析

評価指標案 1 1 については、訓練結果の自己評価・分析について継続的な改善が適切に機能しているが評価するものである。

実施初年度となることから昨年度からの継続的な改善については評価対象外としている。評価結果では、良好事例を含めて適切に自己評価・分析が実施されており、原子力規制庁と原子力事業者による評価結果は概ね一致していることが確認された。

以上のことから、原子力事業者と原子力規制庁の評価結果全体的に評価結果は概ね一致しており、評価指標の明確化を図ることで認識の差異は解消することは可能と考えられ、本評価指標案の適用性は確認できたものとする。

以上